

基礎工事用機械を起因物（小）とする死亡災害事例（1999-2020年）

年	月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	事故の型 コード	労働者規模
1999	2	13～14	線路でボーリングマシンを使って地盤改良のために基礎杭打設中、排出土を柄杓ですくってバケットに入れていてマシン回転部の突出ピンに衣服が引っ掛けられ、削孔機に巻き込まれた。	30104	7	30～49
1999	6	10～11	杭工事で、次に施工する杭の掘削準備のためケーシングを削孔機で吊りながら前進したときに、左側のキャタピラー部に巻き込まれた。	30199	7	1～9
1999	7	11～12	アースオーガの油圧系統の油もれを修理するため、アームを45度に持ち上げシリンダーボックスをはずそうとしたところ、急激に油がもれたためアームが降下しその下敷となった。	30202	7	10～29
1999	7	10～11	くい打機のリーダーの組立作業中、リーダーのボルトを外していく打機をバックさせたところ、リーダー起伏ロープが少し緩んでいたために水平だったリーダーが地面の方向に落ち地上50cmの所で停止したが、その時、落ちたリーダーと地面の間を通り抜けようとしてリーダーに激突された。	30201	4	1～9
1999	8	9～10	アースオーガのスクリューオーガを取り外すため、アースオーガとの接続ピンを取り外して、右前方に倒したところ、その位置に急に他の作業者が走り込んできて、倒れてきたスクリューオーガに激突された。	30199	4	30～49
2000	3	16～17	杭打設工事の準備作業で、トラックで搬入された荷を降ろすため杭打機を左に旋回させたところ、トラックの右後方で作業していた者が杭打機のカウンターウエイトとトラックの荷台との間にはさまられた。	30209	7	30～49

2000	8	14～15	杭打機により基礎杭を打設する作業中に、オーガー上部の張り出しピン(約15kg)が落下し、約13m下で作業していた作業員の頭部を直撃した。	30201	4	30～49	
2000	12	0～1	警備予定の現場より1、3m離れた路側帯に停めた車両内で休憩中、資材を積み込むために移動しはじめた工事用の建柱車がバックしてきて車両が巻き込まれた。	170201	17	100～299	
2000	11	16～17	くい打ちのためオーガー組立て作業中に、高さ約6mのオーガー取付け箇所から鉄板が敷かれた地面に墜落した。	30201	1	1～9	
2001	1	11～12	くい打機の掘削用オーガーで穴(径0. 6m、深さ9m)を掘削しその穴に仮置きしていた杭(質量約2. 5t)を打ち込むためくい打機で引張り込んでいたところ、くい打機の履帶の一部が敷鉄板から外れていたためくい打機が傾きはじめ、危険を感じて運転席から外へ出たが間に合わずに下敷きになった。	30199	2	1～9	
2001	3	15～16	外溝工事の整地作業において、ドラグ・ショベルで砂利を敷き詰める作業を行っていたときにドラグ・ショベルの右後部のクローラで通行中のものをひいた。	30106	7	10～29	
2001	3	20～21	空港島の護岸築造工事において、地盤改良を行うサンドコンパクション船による砂杭打設を終り、その点検作業中に砂杭打用バケットの下敷きになった。	30111	7	10～29	
2001	3	10～11	孵卵舎新築工事において、杭打機でパイル吊込みのため本体を旋回させたところ先端がキャタピラに接触しそうになったので、再巻上げをするため3m巻上げられている杭頭キャップの下に入って、オーガーの確認をしていたときに杭頭キャップが落下してきて激突した。	30201	4	30～49	
2001	7	13～14	マンション新築工事において、杭打ち作業の準備作業としてアース・ドリルで直径1. 2mの孔を掘削し、ドリリングバケットに溜まった土砂を排出するため機体上部を右旋回させたところ、アース・ドリルの手元作業をしていた者が機体上部とクローラとの間に挟まれた。	30201	7	50～99	

2001	9	13 ～ 14	資材置場において、杭打機のリーダ(長さ6m、重量2t)の接合部のボルトを外し3mものに分解するため、杭打機でリーダを1mの高さに吊り上げて下端のボルトを外していたところ、杭打機のエンジンを切った状態で吊り上げていたため油圧が減圧になり、吊り上げたリーダが落下し、直撃した。	30199	4	1～9	
2002	6	11 ～ 12	トップドライブリバースサーキュレーションドリルで場所打ち杭孔の掘削作業中、サクションホースを取り付けたエルボの向きを変えるため2名でスイベルヘッド上に昇り機体とエルボにレバーブロックを掛けレバーブロックを操作中に、ヘッドから降りる途中のオペレータの身体（または雨合羽等）がヘッド昇降操作用レバーに触れたため、ヘッドが上昇しエルボと機体上部のフレームとの間に挟まれた。	30104	7	30～49	
2002	5	8 ～ 9	アスファルトプラント解体工事において、吊上げ荷重40tのクローラクレーンにバイプロハンマーを取り付け、基礎杭の引き抜き作業を行うため左旋回したところ、吊上げたバイプロハンマーが4.7mの高さから地上に落下し、バウンドしたバイプロハンマー（質量約3.5t）が側を歩いていた者を直撃した。	30209	6	10～29	
2002	11	9 ～ 10	鋼矢板を引き抜く作業で、バイプロハンマーを鋼矢板に差し込み油圧チャックを締めずにバイプロハンマーの起動スイッチを入れたため、バイプロハンマーが起振してクローラークレーンのフックから外れて作業者の上に倒れた。	30199	4	1～9	
2002	12	15 ～ 16	アース・オーガの昇降速度および深度計の確認を行うため、攪拌軸の位置調整をしてマーキングしその箇所を溶接するため下部移動ガイド上に乗っていたときに、攪拌機から吊っていた上部移動ガイド（約700kg）のチェーンが破断して上部移動ガイドが落下し頭部を直撃した。。	30111	4	1～9	
2003	4	11 ～ 12	農地区画整備工事において、建柱車（アースオーガー）が後退する際に機械の後部にいた者を後輪でひいた。	30109	6	1～9	

2003	5	9 ～ 10	河川の仮止め工の鋼矢板引抜のため、自走式サイレントパイラーを所定の位置へ鋼矢板の頂部に沿って自走させているときに、進行方向に対し真横に倒れたため、そばの台船上で引き抜いた鋼矢板を引き上げるための段取り中の者がサイレントパイラーと台船上の2.98tのクレーン架台や運転席との間にはさまれた。	30107	7	1～ 9	
2003	5	16 ～ 17	アースドリルにドリリングバケットを取り付けて基礎杭用の穴を掘削中に、バケットの排土作業を行うため近くにいた者が深さ約1mの穴の中でドリリングバケットに巻込まれた。	30201	7	10 ～ 29	
2003	11	8 ～ 9	地盤改良工事のための船上設備のぎ装作業中に、リーダー（砂杭打設時にケーシングパイプを海底に打ち込むためのガイド鉄塔）をよじ登って移動していたときに、下降してきたスキップ（リーダーに沿って昇降する砂運搬用のバケット）とリーダーとの間にはさまれた。	11709	7	50 ～ 99	
2004	2	8 ～ 9	マンション新築工事の杭掘削作業において、掘削に使用するコアバケットのピンの固定作業を行っていたところ、後退して来たアース・ドリル掘削機のカウンターウエイト部とコアバケットに挟まれた。	30201	7	1～ 9	
2004	8	8 ～ 9	クローラクレーンにアタッチメントとして取り付け、使用していたくい打ち機を解体する作業において、同機のキャッチフォークと称する補助材上で同キャッチフォークのつり上げ等に使用したワイヤロープを取り外し中、リーダ（くい打ち部分）が内側に振れて、同時にキャッチフォークがクレーンのジブ側に振れて被災者がキャッチフォークとジブの間に挟まれた。	30203	6	50 ～ 99	
2005	3	17 ～ 18	法面で矢板打ち込み深さの微調整を行っていたところ、移動式クレーンのフックからバイブルハンマーが外れ、近くにいた合図者が下敷きとなった。	30107	4	30 ～ 49	
2005	8	11 ～ 12	杭打機の修理作業中、バケットストッパーを解除したところ、サンドバケットが落下して被災者に当たった。	11301	4	10 ～ 29	
		12					

2005	2	～	杭打ち機のメンテナンス作業中、中間振れ止めカバーが落下し、下部振 れ止めカバーとの間に挟まれた。	30201	7	1～ 9
2005	2	10 ～ 11	杭打ち機械の解体作業において、ワイヤが引っ張られて切断し、取付部 下の滑車が、ステー根本近くに飛来し、被災者を直撃した。	30201	4	1～ 9
2005	1	11 ～ 12	工事現場において、アースドリルを用いて基礎杭打ち作業を行っている 時に、ドリルが自然落下し、被災者に激突した。	30201	4	1～ 9
2005	8	9 ～ 10	下水処理施設の基礎工事において、基礎杭の高さを測定しているとき に、後進してきたドラグ・ショベルにひかれた。	30107	7	1～ 9
2005	2	10 ～ 11	一般住宅敷地の地盤改良工事において、工事に用いるボーリングマシン を所定の場所へ移動させる作業中、ボーリングマシンのバランスが崩れ て倒れ、すぐそばでマシンの運転をしていた被災者が下敷きとなった。	30209	6	1～ 9
2005	6	10 ～ 11	工事現場において、アースドリルを旋回したところ、アースドリルの後 部と置いてあった鉄製の箱との間に挟まれた。	30199	7	10 ～ 29
2007	5	9 ～ 10	ラフタークレーン（つり上げ荷重25t）及びアース・オーガを用い て、高さ約19mのコンクリート製支柱の埋め込み、建て直し作業中、 アース・オーガのジブに取り付けられていた掘削用錐（重量約140k g）が落下し、同ジブの約5m下方で作業中の被災者に当たった。	30301	4	10 ～ 29
2008	9	8 ～ 9	店舗兼住宅新築工事現場において、アース・オーガ(以下本機という)の 解体を行う際に、本機から取り外したロッド（長さ約10m、重量約 1.4t）を本機に付属する巻上装置で一点づりし、ロッドの下部をドラ グ・ショベルで移動させながら場内の所定の位置に下ろす作業を行って いたところ、つり上げていたロッドのかん環が破断して、落下・転倒し たロッドの先端が本機後方の被災者に激突した。	30309	4	10 ～ 29

			護岸復旧工事において、移動式クレーンでつり上げたバイブロハンマーを矢板にかませて矢板を抜く作業を行っていた。なかなか抜けない状態のため、バイブロハンマーが通常より激しく振動したため、クレーンをつり上げた際、クレーンフックの外れ止めが外れて倒れ、待機していた被災者がバイブロハンマーと矢板との間にはさまれて死亡した。	30111	6	10 ～ 29
2008	11	10 ～ 11	コンクリート製の杭を地中に打ち込む工事において、25t移動式クレーンのアタッチメントにハンマー・リーダー等をセットした杭打ち機を使用して、コンクリート製の杭をハンマーで打ち込む工法で作業をしていた。ハンマ下部にキャップと呼ばれる緩衝材が据えてあり、そのキャップにセットされていた「やっこ」と呼ばれる鋼鉄製用具がキャップから外れ「やっこ」が被災者を直撃して死亡した。	30109	4	10 ～ 29
2009	3	17 ～ 18	建屋内で、柱に沿って擁壁を作る工事を行うにあたり、くい打ち機を用いてH鋼を地面に入れるべきところ、H鋼がうまく入らなかったので、いったん引き抜いた際に、被災者がH鋼に近づいたため引き抜かれて振れたH鋼が被災者に激突し、近くにあった柱との間にはさまれた。	30199	6	10 ～ 29
2009	1	12 ～ 13	土止め用H鋼くいの引抜作業において、移動式クレーンにくい抜き用アタッチメントを取り付けてH鋼を引抜き、地上に降ろしていたところ、アタッチメントの下部が外れて落下し、付近で玉はずし作業をしようとH鋼の近くにいた被災者を直撃した。	30301	4	1～ 9
2011	5	13 ～ 14	地上2階、地下4階建て建築物の新築工事現場において、ドリリングバケットを装着したくい打機での掘削作業を終えて、バケットを砂礫層掘削用バケットに交換するため、くい打機のオペレーターが被災者に、くい打機を旋回させて良いか確認をした後に、上部旋回体を旋回させていたところ、被災者が杭穴への墜落防止用の手すりとくい打機のカウンターウエイトとの間にはさまれた。	30201	7	10 ～ 29
		10	サンドドレン工法により重機で砂杭を造成する工事現場において、砂杭用の砂を砂バケットに入れ、巻き上げ、ケーシング上部の砂ホッパーから投入作業中、砂バケットをつり上げていた玉掛けワイヤー（外径2			10

2011	12	～		6 mm) のアイ部分が切断し、約 3 m 後方の運転席から顔を出していた被災者（重機の操作者）の頭部に砂バケットが飛来落下、激突したものの。	30111	4	～	29
2011	9	～		建築工事現場において、基礎工事を行う前の試験掘削を行うため、基礎工事用機械（くい打機）の組み立て作業中、杭回転埋設用オーガ（約 5 t）を吊り込んだ後に、その下方において、アース・オーガ用のガイド（リーダーガイド）を取り付けていたところ、突然、杭回転埋設用オーガが自然落下し、被災者の肩・背面部等にあたり、心臓部分を強打し、心臓破裂により死亡した。	30199	4	～	29
2012	6	～		新築マンション基礎工事のアース・オーガーでの土留め杭設置作業時、ドリルを低速回転させての掘削位置決定の際、杭つり上げ用の補巻きのフックが邪魔なため運転席正面右アウトリガーに固定させていた。補巻きのワイヤーロープがアース・オーガーのロッドに近接していたため、回転するロッドに絡まり強く引っ張られ、過重でアウトリガー固定金具が破損してアウトリガーが勢いよく機体側に折りたたまれ、被災者がはざまれた。	30201	7	～	29
2014	12	～	8	被災者はクローラークレーンに装着した杭打ち装置の上部と下部を接合するため、装置接合部の調整を行っていたところ、装置下部が倒れ、ボーリングマシーンとの間に挟まれ、死亡した。	30199	5	～	29
2014	10	～	11	杭工事に用いる鋼製水槽タンク搬出のため、アースドリルを用いてトラックに荷揚げした際、つり上げていた水槽タンクがつられたままの状態から地上までずり下がり、被災者が下敷きになった。	30201	4	～	29
2015	9	～	0	鉄骨造 2 階建の工場増築工事現場において、アース・オーガーを使用し杭打作業を施工中、2 m 程ドリルを穿孔させた際、埋設物に当たった影響等で、ドリル上部のモーター部（自重約 5. 5 t）を支えるスライド金物（通称：ダッコ）がレールから外れ、車体左方向にドリルと共に約 20 m 落下した。その際、落下方向にて杭をトラックから荷降ろし中の	30201	4	～	9

			トラッククレーン（最大吊上荷重25t）の運転席に居たオペレーターを直撃したもの。			
2015	2	14 ～ 15	平成27年2月3日、総務部長が長さ112cm、直径112cm、重さ880kgのファーストケーシングの修理を依頼をし、依頼を受けた被災者は、構内で1人修理作業を行っていた。2月4日の午前8時頃、出勤してきた者が被災者の車が駐車場に置いてあることに気づき、構内を確認したところ、ファーストケーシングに胴体を挟まれている被災者を発見したもの。	11209	7	1～ 9
2017	10	14 ～ 15	橋梁下部工の鋼管杭（長さ10.15m、鋼管直径66cm）の建て込み作業において、道路上に設置したボーリングマシン（吊り上げ荷重50トンのクローラクレーンを基礎工事用の車両系建設機械に転用したものの。）を用いて、鋼管杭を吊ってジブを倒そうとしたところ、同クレーンが傾き道路下6.7mの鋼管杭打ち箇所に転落した。その際、鋼管杭打ち箇所にいた作業者が同ボーリングマシンの下敷きとなった。	30105	1	1～ 9
2017	12	12 ～ 13	くい打ち機によるくい打ち作業準備としてドリル接続のためのピンうち作業中に、作業箇所の上方1.5m程度の位置にワイヤーロープでつり上げられていた状態のくい打ち機ハンマー部分（約2.5t）が何らかの理由によりワイヤーロープが切断して落下し、作業の足がかりとしていた部材と当該ハンマー部分等の部品の間に両足を挟まれた。	30106	4	10～ 29
2018	11	12 ～ 13	削孔作業終了後、移動式クレーンに取り付けられた削孔機のロッドと呼ばれる箇所を上下に分離して、ロッドの上の部分をつり上げて、移動させていたところ、削孔機の振れを押さえるため、リーダとロッドを繋ぐ金属製の振り止め（重さ約300kg）が外れて落下し、下にいた被災者の顔面に直撃したものである。	30106	4	10～ 29
2018	11	10 ～	4階建て共同住宅の建設工事において、くい打機を使用して基礎杭（リブ付きコンクリート既製杭）の打設中に、杭を圧入するパイルキャップの爪と杭の固定が緩み、被災者がパイルキャップと杭を再固定するため、杭をパイルキャップの真下にくるよう体で押していたところ、くい	30199	4	10～

		11	打機のオペレーターがパイルキャップを含むオーガ一部分を下げたため、パイルキャップが約8mの高さから落下し被災者に激突したもの。			29
2018	5	10 ～ 11	くい打ち作業の準備作業として、くい製作業の穴を3点支持式くい打機で掘削後、被災者は当該穴に設けられた蓋の一部をガス溶断する作業を行っていた。くい打機のオペレーターが別作業を行うため、エンジンを切って運転席を離れた際、スクリューの振れ止めに係る足踏式ブレーキをかけ忘れたことから、数十分後にブレーキを持っていた油圧が低下し振れ止めが落下、被災者に激突し死亡したもの。	30199	4	10 ～ 29
2018	3	14 ～ 15	倉庫解体工事において、杭抜機で鉄筋コンクリート製の杭を地面から引き抜いてつり上げた状態にした後、ドラグショベルで杭の下部もつり上げることにより杭を水平にして地面に下ろすため、被災者が杭の下部に玉掛け用ワイヤロープを取り付けていたところ、杭の表面に付着していた砂が落下して被災者に当たった。	30209	4	10 ～ 29
2020	12	14 ～ 16	橋梁耐震補強工事にて、杭打機を使い矢板の圧入作業を行っていた。この際の先行掘削において、被災者は先行ガイドという部品をパイルオーガに取り付ける作業を行っていたが、パイルオーガのオペレーターが誤ってパイルオーガのチャックを回転させてしまい、被災者の頭部がパイルオーガのチャックとシリンダー部の間に挟まれ死亡したもの。	30105	7	1～ 9
2020	11	12 ～ 14	支店内において、労働者4名が、発生当日の準備作業後、一時的に翌日に行う電柱基礎工事の準備作業を行っていた。その際、準備作業の隣で、建柱車の定期検査中に、オーガの格納用ワイヤロープが切れ、オーガが振り子のように大きく振れ、隣で作業していた被災者に激突したもの。	30309	3	50 ～ 99
2020	2	14 ～ 16	杭打機の売却に備え、輸送時標準仕様（リーダーを倒した状態のまま）への組立中、リーダー下部（下端から約2mの位置がヒンジ式で折れ曲がる構造）を折って接地しジャッキ固定後、オーガモーターをリーダー下部に取付け、リーダー下部を地面と水平に戻すため運転手が	30199	6	50 ～ 99

ジャッキ解放操作をしたところ、リーダー下部が大振幅で揺れ、被災者の胴体に激突したもの。

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_05.html